



2024年5月14日

各 位

会 社 名 新家工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 市川 圭司  
(コード番号：7305 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 代表取締役専務 浜田 哲洋  
管理本部長  
(TEL 06-6253-0221)

## 当社の取締役に対する業績連動型株式報酬制度の改定および継続に関するお知らせ

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、2022年度より導入しております当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）（以下、「取締役」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の改定および継続することを決議し、2024年6月27日開催の第160期定期株主総会（以下、「本総会」といいます。）に下記のとおり本制度の改定および継続に関する議案を付議することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の改定および継続について

当社は、取締役に対する報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、持続的な成長の実現と中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を2022年度より導入しております。

また、当社は、本日（2024年5月14日）付けで「中期経営計画に関するお知らせ」のとおり、2024年度から始まる中期経営計画2026（以下、「本中期経営計画」といいます。）を公表しており、今般、本中期経営計画の実現に向けて、取締役に対する本中期経営計画の達成に向けたインセンティブ付けをより明確にするとともに取締役の報酬と当社業績の間に連動性を持たせ、中長期的な業績および企業価値の向上に対する貢献意欲をさらに高めることを目的に、本制度の一部を改定し、継続するものであります。

なお、本制度における評価指標は、本中期経営計画における各期の「連結営業利益」「連結ROE」を採用し、本中期経営計画期間中における資本効率性、収益性への取組みを評価するものとします。

## II.本制度の改定内容

### 1.株主総会でご承認済みの取締役の報酬等の額との関係

改定前	改定後
取締役の報酬等の額の <u>内枠</u> とする。	取締役の報酬等の額の <u>別枠</u> とする。
<b>【改定理由】</b> 株価の変動が取締役の報酬等の額に与える影響や取締役の員数の増加、役位変更の可能性などを鑑み、業績連動型の株式報酬を取締役の報酬等の額「207百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）※1」の内枠から別枠にするものであります。	

### 2.本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

改定前	改定後
対象期間ごとに <u>90</u> 百万円 ( <u>30</u> 百万円に、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた金額です。)	対象期間ごとに <u>324</u> 百万円 ( <u>108</u> 百万円に、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた金額です。)
<b>【改定理由】</b> 取締役の員数の増加、役位変更の可能性および本中期経営計画の実現に向けて中長期的な企業価値の向上を図るにあたっての株価変動の影響などを鑑み、本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限の見直しを行うものであります。	

### 3.本信託による当社株式の取得株数の上限

改定前	改定後
対象期間ごとに <u>30,000</u> 株 ( <u>10,000</u> 株に、 <u>当初</u> 対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた株数です。)	対象期間ごとに <u>36,000</u> 株 ( <u>12,000</u> 株に、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた株数です。)
<b>【改定理由】</b> 取締役の員数の増加、役位変更の可能性などを鑑み、本信託による当社株式の取得株数の上限の見直しを行うものであります。	

### 4.取締役が付与する当社株式の上限

改定前	改定後
対象期間ごとに <u>30,000</u> ポイント ( <u>10,000</u> ポイントに、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じたポイントです。)	対象期間ごとに <u>36,000</u> ポイント ( <u>12,000</u> ポイントに、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じたポイントです。)
<b>【改定理由】</b> 取締役の員数の増加、役位変更の可能性などを鑑み、1事業年度当たりの取締役に付与する当社株式およびポイント※2の上限の見直しを行うものであります。	

※1 2016年6月28日開催の第152期定期株主総会の決議事項

※2 付与されたポイントは、取締役に對する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。

### III.改定後の本制度の概要

#### 1. 概要

改定後の本制度は以下のとおりです。

なお、従前の本制度の概要につきましては、2022年5月13日付「当社の取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および同年8月5日付「当社の取締役に対する業績連動型株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 2. 本制度の対象者

当社の取締役とします。

#### 3. 本制度の対象期間

本制度の対象期間は、原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する3事業年度毎の期間（以下、「対象期間」といいます。）とし、今回の本制度の対象期間は、2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する3事業年度（以下、「本対象期間」といいます。）とします。

#### 4. 信託期間

2022年8月22日から本信託が終了するまでとします。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

#### 5. 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

本総会で、本制度の改定および継続をご承認いただくことを条件として、当社は、本対象期間に対応する本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、324 百万円（108 百万円に、本対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた金額です。）を上限とした資金を本信託に拠出いたします(注)。

なお、当社は、本対象期間中、拠出金額の合計が 324 百万円となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、324 百万円（108 百万円に、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた金額です。）を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間において取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付未了のものを除きます。）および金銭（以下、あわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、324 百万円の範囲内とします。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

#### 6. 本信託による当社株式の取得方法および取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記5.の本信託へ拋出する金銭の額の上限以内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本総会後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

また、対象期間ごとに本信託が取得する株式につきましては、36,000株（12,000株に、当初対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた株数です。）を上限として取得するものとします。

#### 7. 取締役が付与する当社株式の算定方法および上限

当社は、株式給付規程に基づき、各取締役に対し、毎年、役位および業績達成度等に応じて算出されたポイントを付与します。

また、対象期間ごとに取締役が付与するポイントにつきましては、36,000ポイント（12,000ポイントに、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じたポイント数です。）を上限とする予定です。

なお、付与されたポイントは、取締役に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします。）。

ただし、本総会において本制度の改定および継続をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

#### 8. 取締役に対する当社株式等の給付

原則として、取締役の退任等、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、それまでに付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

#### 9. 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記8.により取締役に給付される前の当社株式）に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使とします。

#### 10. 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

#### 11. 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、取締役と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

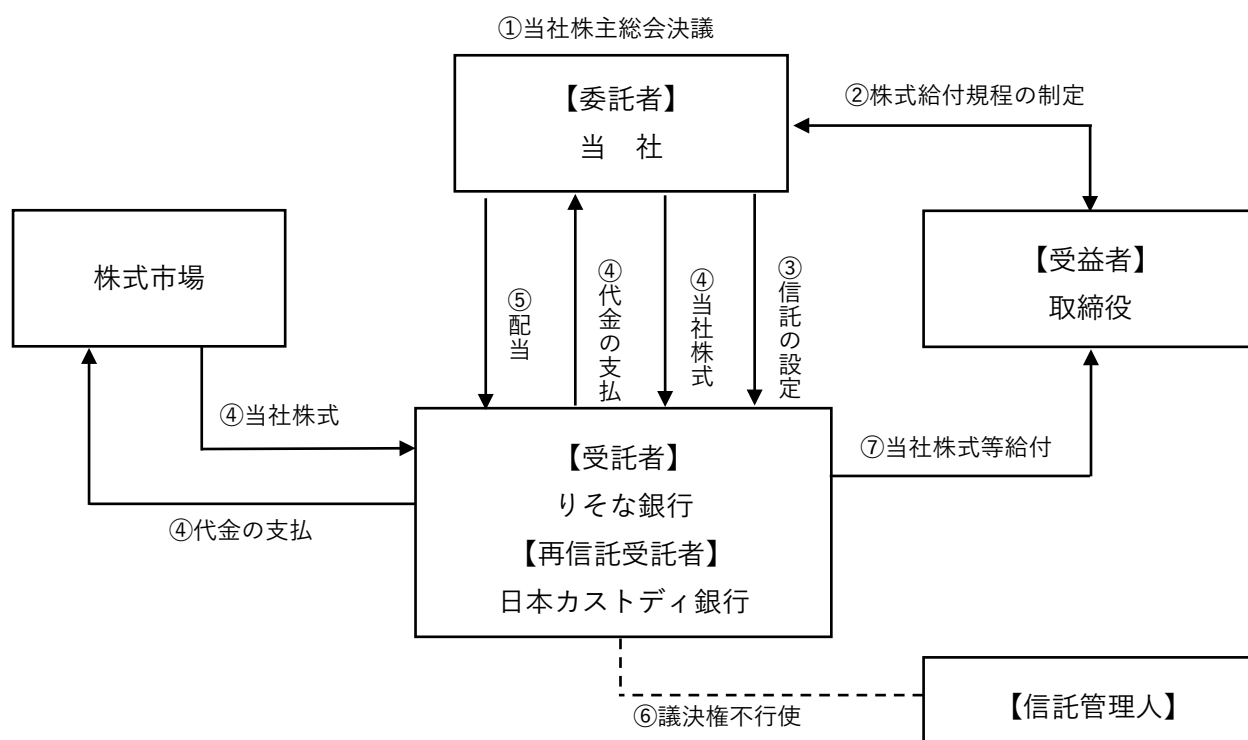
#### 12. その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

## 【ご参考】

### <本制度の仕組み>



- ①当社は、本総会において、本制度の改定および継続に係る取締役の報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規程を改定または制定します。
- ③当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦取締役に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位および業績達成度等に応じて、事業年度毎にポイントが付与され、退任時等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

< 本信託の概要 >

- ① 名称 : 役員向け株式給付信託
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : 株式会社りそな銀行  
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ④ 受益者 : 取締役のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日 : 2022年8月（予定）
- ⑧ 信託の期間 : 2022年8月（予定）から本信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）

以上